

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案」に関する意見募集について

対象

DB

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

会計基準

その他

ポイント

- 8月14日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下、改正法）の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案」に関する意見募集※1※2が開始されました。
- 改正法において、企業型DCの規約変更手続き簡素化のため、DBと同様に、厚生労働大臣への届出を不要とする事項を省令で規定するとされており、当該規定案が提示されました。
- また、上記改正に併せて、企業型DCおよびDBに係る規約の軽微な変更および特に軽微な変更についての見直しを行い、規約変更の更なる簡素化が図られます。

※1 [「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案」に関する意見募集について](#)

※2 意見募集期限：2020年9月12日

公布日・施行日

- 公布日：2020年9月下旬予定
- 施行日：改正法公布日(2020年6月5日)から6カ月以内で政令で定める日

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

省令案の概要

1. 企業型DCの規約変更手続きの簡素化

項目	省令案の概要
1. 企業型DCの規約変更について	<ul style="list-style-type: none">➢ 企業型DCを実施する事業主および実施される事業所の名称及び住所（市町村の名称変更等に伴い変更する場合に限る）については、届出不要な規約変更事項とする➢ 軽微な変更とされている次の事項について、特に軽微な変更に取り扱いを変更する<ul style="list-style-type: none">① 事業年度に関する事項② 条項の移動等の規約内容の実質的な変更を伴わない事項

2. DBの規約変更手続きの簡素化

項目	省令案の概要
2. DBの規約変更について	<ul style="list-style-type: none">➢ 財政再計算において対応後リスク充足額が財政悪化相当額を上回ることとなり、これを上回らないようにリスク対応掛金額を減少させること又はリスク対応掛金額の抛出を終了させることに関する規約変更については、軽微な変更とする➢ 条項の移動等の規約内容の実質的な変更を伴わない事項については、軽微な変更から特に軽微な変更に取り扱いを変更する

【ご参考】

- 企業型DCの規約変更については、労使合意を得て、厚生労働大臣の承認を受ける必要がありますが、軽微な規約変更については、労使合意を得て厚生労働大臣に届け出ることによって可能であり、特に軽微な変更については、労使合意を得ることなく厚生労働大臣に届け出ることが可能となっています。
- また、DBの規約変更については、厚生労働大臣への届出を不要とする規約変更事項があります。

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。